

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第89号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年5月26日 08時10分ごろ
発生場所	関門港下関区あるかぼーと岸壁北東方沖 山口県下関市所在の下関市あるかぼーと東防波堤灯台から真方位077°370m付近 (概位 北緯33°57.3′ 東経130°56.9′)
事故等調査の経過	平成24年6月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 護衛艦 ひゅうが、13,950トン（排水量） 181（艦船国籍証書の番号）、防衛省 B 引船 碧鳳丸、198トン 131383、株式会社シーゲートコーポレーション
乗組員等に関する情報	A 船長A、運航1級（防衛省基準） B 船長B、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部機関砲台座塗装剝離 B 船橋右舷側凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか293人が乗り組み、左舷船尾付近にB船を、左舷船首付近にもう1隻の引船（以下「C船」という。）をそれぞれ配置し、あるかぼーと岸壁北東方沖を約4ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、平成24年5月26日08時10分ごろA船の左舷船尾部に設けられた機関砲台座とB船の船橋右舷側とが衝突した。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、C船と共にA船の着岸支援作業に当たり、タグラインを渡すために約4knの速力でA船の左舷船尾付近を南西進しながら接近したものの、船長Bが、打ち合わせていたタグラインを渡す時期よりも早めにA船に接近したので、A船から離れようとB船を後進させたところ、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 東流約4.8kn
その他の事項	A船の左舷船尾部には、機関砲台座が設けられ、左舷側に約5m張り出していた。
分析 乗組員等の関与	A なし、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、あるかぼーと岸壁北東方沖において、A 船の左舷側にB 船及びC 船をそれぞれ配置して着岸作業中、船長B が、打ち合わせていたタグラインを渡す時期よりも早めにA 船に接近したので、A 船から離れようとB 船を後進させたが、A 船の左舷船尾部に機関砲台座が設けられていることを失念し、航行方向に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A 船の左舷船尾部に設けられた機関砲台座とB 船の船橋右舷側とが衝突した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A 船が、あるかぼーと岸壁北東方沖において、A 船の左舷側にB 船及びC 船をそれぞれ配置して着岸作業中、船長B が、A 船から離れようとB 船を後進させる際、見張りを適切に行っていなかったため、A 船の左舷船尾部に設けられた機関砲台座とB 船の船橋右舷側とが衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時進行方向に対する見張りを行うこと。